

静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程第7条の規定に基づき、静岡英和学院大学短期大学部自己点検・評価委員会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(目的)

第1条 小委員会は、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況についての自己点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに第三者認証評価の受審を円滑に実施するため、必要な業務を実施することを目的とする。

(業務)

第2条 小委員会は次の業務を行う。

- (1)自己点検評価の作業分担の決定
- (2)各担当者による担当部分の自己点検評価報告書原案の作成
- (3)各担当者による作成作業の進捗状況の管理
- (4)作成作業実施上の疑義等の協議
- (5)各担当が作成した自己点検評価報告書原案の内容検討
- (6)各担当が作成した自己点検評価報告書原案を統合した自己点検評価案の作成
- (7)第三者認証評価機関への説明、参考資料の作成、その他審査への対応
- (8)その他、自己点検評価の実施及び第三者認証評価の受審上必要な業務

(小委員会の組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)自己評価担当者(Liaison Officer)(以下「LO」という。)
- (2)部長
- (3)各学科長
- (4)図書館長
- (5)学生部長
- (6)教務部長
- (7)入試・広報委員長
- (8)就職委員長
- (9)事務部長
- (10)企画部長
- (11)学務部長
- (12)各課室長

(13)その他、次条の規定による委員長が必要と認める者

2 前項に掲げる者は、代理者をもって出席することができる。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、LO をもって充てる。

2 委員長は、小委員会を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 小委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、自己点検評価報告書案を作成したときは、自己点検評価委員会委員長に提出しなければならない。

(事務)

第7条 小委員会の事務は、企画部経営課において処理する。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自己点検評価に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

附 則

この改正は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。